志布志市立尾野見小学校校 長 宗岡克英

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウィルス感染症対策について

新緑の候,皆様におかれましては,ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また, 日頃から本校の教育活動に対しまして,御理解と御協力を賜り,感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することになりました。これを踏まえまして学校では、以下のような感染症対策を行っていきます。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- (1) 5類感染症への移行後も、①児童の健康状態把握②適切な換気の確保③手洗い等の 手指衛生や咳エチケット指導を行っていきます。
- (2) 感染状況が落ち着いている平時においては、上記以外に特段の感染症対策は講じません。
- (3) 学校教育活動においては、基本的にマスクの着用を求めません
- (4) 学校給食の場面においては、基本的に「黙食」を求めません。
- (5) 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控え、児童間に触れあわない程度の身体的距離を確保します。

2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- (1) 児童の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます(発症をした後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで)。
- (2) 合理的な理由により、感染が不安で休ませたいと相談があった児童については、校長の判断により、欠席とはしないことが可能です。
- (3) 発熱や咳など普段と異なる症状がある場合には自宅で休養させ、無理をして登校をさせないでください。
- (4) 健康観察カードの記入は終了いたします。今後も、御家庭での健康観察を実施し、 発熱等の症状がある場合は学校へ連絡をお願いいたします。